

いじめ防止基本方針 (概要版)

東大阪市立英田北小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校では、「生きる力(＝広義の学力)」の育成に向けては、友だちとの関係を作ったり、協力して何かに取り組む、美しいものに感動するといった「豊かな人間性(心)」の育成がまず必要と考え、「一人ひとりの子どもに豊かな心を育て、体力の向上を図り、確かな学力と生きる力を育む。」を教育目標に掲げ、その具現化に向けてキャリア教育の視点に立って教育活動を展開している。その中で人権教育は最重要の一つであり、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識にたち、学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

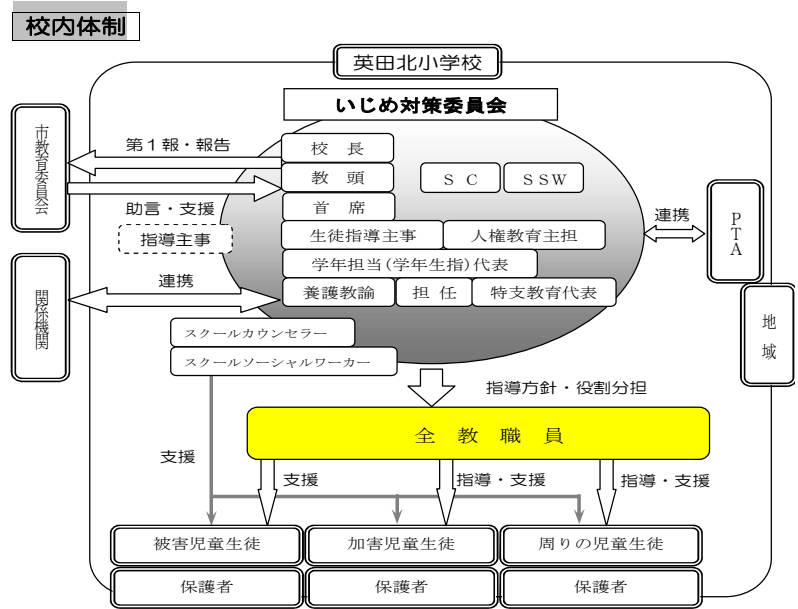
具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 いじめ対策委員会
- (2) 構成員 校長、教頭、首席、生徒指導主事、人権教育担当、特支教育代表、S C、S S W、学年担当(学年生指)代表、養護教諭、関係する学級担任 等
- (3) 役割
 - ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施

- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し



第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

実態に即して作成したキャリア教育シラバスに基づいて教育活動を展開していくことにより、「集団づくり」の充実及び「集団の質の高まり」を進め、個々の児童の安心・安全な学校生活につなげていく。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図る。
- (2) 日常の学校生活のあらゆる機会を活用し、児童の「関係づくり力」の育成・向上を進めていく。
- (3) 児童の「関係づくり力」の育成・向上に向けては、学級づくりの充実を基本として進めていく。そのために
 - ① 児童の関係づくりも留意されたわかりやすい授業づくり
 - ② 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるための土台となる、児童個々の自己有用感や豊かな感性、他者理解力の醸成・向上

- ③ストレスに適切に対処できる力を育むことに向けた、仲間との存在・つながりを強く意識できる経験の強化
- ④いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等の根絶

- (4) 児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育む取組として、以下のような教育活動を、本校キャリア教育シラバスに沿って実施していく。
 - ①運動会 ②修学旅行・林間学舎・校外学習 ③異学年・異校種交流等
 - ④その他行事
- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童会活動を中心に据えていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

研修等により教職員の日常の観察力を高めるとともに、アンケート等を実施し児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう取り組んでいく。また、児童生徒の情報交換・情報共有についても積極的に進めていく。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、
 - ①アンケートを学校教育自己診断（学校アンケート）の機会（7月、12月）に合わせて実施
 - ②教職員のカウンセリングマインドの向上、及び毎月派遣される東大阪市教育センター相談員による教育相談の機会の活用
 - ③日常の観察と些細なことであっても情報集積・共有することが重要であるとの教職員の十分な認識、及び学年の担当等に情報が集約され生徒指導主事や管理職への情報伝達が円滑に進む体制の確立を進めていく。
- (2) 保護者や地域と連携して、児童生徒を見守るため、
 - ①些細なことであっても相談や情報提供しやすい窓口づくり
 - ②登下校時のPTAの安全活動や地域ボランティアによる愛ガード推進運動との連携
 - ③地域関係団体との連携による、情報収集や対応の充実を進めていく。
- (3) いじめ相談の窓口が、児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるように工夫・充実を進めていく。
- (4) 学校だよりや生活指導に関する冊子、HP、その他による広報や、保護者や地域等の懇談・会議の機会を活用して相談体制を広く周知する。また、学校アンケート等により、体制が適切に機能しているかなど定期的に点検を行う。

- (5) 学校教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、二次被害の防止の視点等をもとに、プライバシー保護や教育的配慮を充分に行い取り扱うものとする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めていく。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。
 - 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
 - (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
 - (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
 - (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
 - なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- #### 3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援
- (1) 市教委との相談・協議に基づき、いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会（仮称）において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。